

手続きチェックシート



〒933-8601
高岡市
広小路7番50号

マイナンバーカード

【1】マイナンバーカードを健康保険証として利用したい！

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、利用登録が必要です。

手続	必要なもの	補足
・マイナポータルから (ご自身のスマートフォンや市役所窓口の端末から利用可能)	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	顔認証マイナンバーカードの方は、医療機関窓口へ申し出てください。(セブン銀行ATM、マイナポータルは利用できません。)
・セブン銀行ATMから		
・マイナンバーカード対応の医療機関の窓口への申出		

【2】公金受取口座を登録したい！公金受取口座の口座番号等を変更したい！

公金受取口座として、預貯金口座の情報をマイナンバーとともに事前に国に登録しておくことにより、給付金等の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写し等の添付等が不要になり、迅速に給付を受けることができます。（登録は任意）

手続	必要なもの	補足
マイナポータルから (ご自身のスマートフォンや市役所窓口の端末から利用可能)	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 口座番号のわかるもの	顔認証マイナンバーカードの方は、マイナポータルが利用できないため、市役所窓口で一旦通常のカードに戻したうえで手続が必要です。

【3】引越ししました！結婚して名前が変わりました！

引越や婚姻等により、氏名、住所等の券面記載事項に変更が生じた場合、転入届や婚姻届等の提出に併せて、マイナンバーカードを窓口にお持ちください。新たな住所や氏名等をカードの追記欄に記載します。

【注意】署名用電子証明書はこれらの記載事項に変更が生じると自動的に失効しますので、窓口において新しい署名用電子証明書の発行手続を行ってください。

【注意】引越しに伴う次の場合、カードが失効しますのでご留意ください。失効後のカードの再発行には手数料がかかります

- ・転出届を提出して転出予定日から30日以内に転入届を行わなかった場合
- ・実際に住み始めた日から14日以内に転入届を行わなかった場合
- ・転入届を提出してから90日以内にカードの継続利用を行わなかった場合

手続	必要なもの	補足
窓口(高岡市役所市民課6番、伏木支所、戸出支所、中田支所、福岡支所)	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証や年金手帳などマイナンバーカード以外の本人確認書類	代理人が手続きする場合は、窓口へ申出後、本人宛に送付する回答書をお持ちになり、再度来庁が必要です。詳しくはお問合せ下さい。

【4】暗証番号にロックがかかった！暗証番号を忘れてしまった！

暗証番号を再設定する必要があります。

手続	必要なもの	補足
窓口(高岡市役所市民課6番、伏木支所、戸出支所、中田支所、福岡支所)	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証、年金手帳などマイナンバーカード以外の本人確認書類	代理人が手続きする場合は、窓口へ申出後、本人宛に送付する回答書をお持ちになり、再度来庁が必要です。詳しくはお問合せ下さい。

【5】マイナンバーカードを紛失してしまった！

①マイナンバーカードを無くした場合には、直ちに以下の電話番号（紛失等の場合には365日24時間対応）に連絡し、カードの電子証明書等の機能の一時停止を行って下さい。

マイナンバー総合フリーダイヤル(無料) 0120-95-0178 音声ガイダンスで2番を選択

②マイナンバーカード機能の一時停止後に、カードが見つかった場合は、窓口で一時停止の解除が行えます。

手続	必要なもの	補足
窓口(高岡市役所市民課6番、伏木支所、戸出支所、中田支所、福岡支所)	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証など顔写真付きの本人確認書類1点(顔写真付きのものがない場合は年金手帳など本人確認書類2点)	代理人が手続きする場合は、窓口へ申出後、本人宛に送付する回答書をお持ちになり、再度来庁が必要です。詳しくはお問合せ下さい。

③再交付を希望する場合には、窓口で紛失届を提出したうえで、再交付の申請を行ってください。（紛失届提出後は、後日、カードが見つかったとしても使用できません。）

手續	必要なもの	補足
窓口(高岡市役所市民課6番、伏木支所、戸出支所、中田支所、福岡支所)	<input type="checkbox"/> 運転免許証など顔写真付きの本人確認書類1点(顔写真付きのものがない場合は年金手帳など本人確認書類2点) <input type="checkbox"/> 外出先での紛失の場合 警察署への届出が必要で、遺失届の受理番号がわかるもの <input type="checkbox"/> 焼失の場合 消防署等から出される罹災証明書	代理人が手続きする場合は、委任状が必要です。申請書は、本人宛に送付します。詳しくはお問合せ下さい。

【6】電子証明書の有効期限が切れてしまった！

健康保険証としての利用やマイナポータルの利用、各種オンラインによる申請等ができない状態となっています。窓口で有効期限更新の手続きをしてください。

手續	必要なもの	補足
窓口(高岡市役所市民課6番、伏木支所、戸出支所、中田支所、福岡支所)	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証、年金手帳などマイナンバーカード以外の本人確認書類(暗証番号を忘れた場合のみ)	代理人が手続きする場合は、窓口へ申出後、本人宛に送付する回答書をお持ちになり、再度来庁が必要です。詳しくはお問合せ下さい。